免税範囲と税金について

<table>
<tr><th colspan="2">品名</th><th>数量又は価格</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">酒類</td><td>3 本</td><td>1 本 760ml のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">たばこ</td><td>「紙巻たばこ」のみの場合</td><td>200 本（日本製）
200 本（外国製）</td><td rowspan="3">外国に居住している人は免税範囲が 2 倍になります。</td></tr>
<tr><td>「葉巻たばこ」のみの場合</td><td>50 本</td></tr>
<tr><td>その他の場合</td><td>250g</td></tr>
<tr><td colspan="2">香水</td><td>2 オンス</td><td>1 オンスは約 28ml
（オーデコロン、オードトワレは含まれません。）</td></tr>
<tr><td>その他の品目</td><td>その他のもの</td><td>20 万円
（海外市価の合計額）</td><td>1. 合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円以内におさまる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。税関は、旅行者の皆さんに有利になるように、免税となる品目を選択の上、課税します。
2. 1 個で 20 万円を超える品物、例えば、25 万円のバッグは 25 万円の全額について課税されます。
3. 1 品目ごとの海外市価の合計額が 1 万円以下のものは、原則として免税となります。（例えば、1 コ 1,000 円のチョコレート 9 コや 1 本 5,000 円のネクタイ 2 本は免税になります。）</td></tr>
</table>

●未成年者は、酒、タバコは免税になりません。

簡易税率

<table>
<tr><th colspan="2">品名</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">酒類</td><td>(1) ウイスキー及びブランデー</td><td>600 円／リットル</td></tr>
<tr><td>(2) ラム、ジン、ウォッカ</td><td>400 円／リットル</td></tr>
<tr><td>(3) リキュール、焼酎など</td><td>300 円／リットル</td></tr>
<tr><td>(4) その他（ワイン、ビールなど）</td><td>200 円／リットル</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙巻たばこ</td><td>11.5 円／1 本</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の品物</td><td>15%</td></tr>
</table>